

「むら」解体の法的契機

—明治初年から同中期までを中心にして—

熊谷開作

一、はじめに

一つの組織のもとに共通の目的をもつてあつまり、共同の生活をいとなむ集団の一種として「むら」を考えることができるであろう。

しかし、歴史のなかでわたくしたちがみる多くの集団は、そのなかにさまざまな階層をふくんでおり、また、中央国家機関の末端組織としての性格をつよくおびている。その組織が主として中央国家機関のために機能し、集団自体がいとなむ共同の生活がなくなつてしまっているような場合には、そこに「むら」をみるとことはむづかしいであろう。現在の村落社会のなかに右のような共同体としての「むら」を見出すことは、かなり困難になつてゐるといわなければならぬ。あれうけれど、そのことをここ一〇〇年ほどの歴史のなかにありかえつてみると、かなり大きな動きがあつたことに気がつく。その動きを、法の変動とともに一瞥してみようというのが本稿の目的である。「むら」・村落共同体が解体した原因は、いろいろなところに求められるであろう。それいろいろな原因のなかで、法的契機がどれほどの比重をもつかということは、重要な問題であるとともに解くことの困難な問題であるように思われる。そのことつまり、何が法の制定・適用に作用したか、また、法が他の社会的諸因とどのようにかかわつたか、ということについては、ここではふれないので論をすすめたいと思う。

右のように問題を限定した上で、「むら」解体の法的契機を考えてみたいと思うのであるが、それは「むら」の組織の点、「むら」の財産の点、「むら」がもつた公証機能の点、などから検討を加えることができるであろう。そのうち、最後の点については、ここではふれないことにし、はじめの二点について概観を行うことにしたいと思う。

二、「むら」組織の解体

「むら」共同体は、過去の歴史のなかで何回にもわかれて解体し

てきたと思われるのだが、明治時代においてきわめて大きな契機となつたのは、明治二十一年四月十七日公布（同二十二年四月一日実施）の市制・町村制によつてであつた。

維新直後、五月四月九日の太政官布告第一一七号は、その第一条ですでに庄屋・名主・年寄などを廢止し、戸長・副戸長をおくことにして、「むら」の旧組織の廢止を明らかにしたが、その方針はからずしも円滑に実現されなかつた。九年十月十七日の「各区町村金穀公借共有物取扱土木起工規則」の第一条が、金穀の公借や共有地所建物の売買につき、正副戸長とともに区内すべての町村の総代の同意を必要としたのは、「むら」組織をかんたんに払拭できなかつた一例といふことができる。つづいて「むら」は三新法の時代を迎えた。明治十一年七月二十二日の三新法のうちの一である郡区町村編制法の第二条は「郡町村ノ区域名称ハ總テ旧ニ依ル」として「むら」復活の可能性を与えたが、その後の八月二十六日の内務省達乙第五四号は戸長公選の原則を明らかにした。これも、村政への村民参加の可能性を残すものとして評価しなければならないであろう。同じ三新法のなかでも、府県会規則が、地租五円以上納入者を選挙権者、同十円以上納入者を被選挙権として、それ以下のものを府県政から遮断したこととくらべ、村民の「むら」における地位を考えるべきであろう（この二つの制度の比較については、大島太郎「地方制度（法体制準備期）」—「講座日本近代法発達史」⁵、勅草書房、が一つの解説を示している）。しかし、それから間もなく、村民が村政から遮断されるときがやつてきた。十七年五月七日の太政官達第四一号が戸長官選制を定めたのがそれであるが、下つて二十一年四月十七日の市制・町村制（法律第一号）の公布と実施は、「むら」を急速に解体させ、代つて行政村を急造する契機となつた。

明治中期以降の「むら」を考える場合、町村制が規定した村を無視することはできないと思う。町村制によつてつくられた村—町村合併は、二十一年六月十三日の内務大臣訓令によつて急速にすむことは、明治時代の行政の末端機関として重要な役割を果すようになり、その後の「村」のあり方に對してきわめて深い影響を与えたものと思われる。

明治二十一年の町村制によつて、「むら」は解体の方向へ大きく動き出したけれど、「むら」のすべてがそれによつて解体したのではなかつた。とくに、「むら」の財産は、ときに、村民によつて命がけでまもられたのであり、その解体は、今日においてもなお、行いえていいべきであろう。その点から、「むら」財産の解体は、「むら」組織の解体よりもおくれるといえると思う。

三、「むら」財産の解体

「むら」財産の性格がはげしく論ぜられるのは、山林原野についてである。明治六年の地所名称区別につづく、同七年十一月七日の

改正は、全国の山林原野を分けて官有と民有とにした。維新政府は、「むら」の財産と考えられていたものまで、かなり広汎に官有地へ編入（官没）したのであり、そのことが全国各地で多くの騒擾を引きおこした。ここでは、町村制が実施された直後に展開された入会権の法定化の問題を警見し、「むら」解体後に残存が予想され、今まで問題を残している「むら」の財産と入会権の問題を考えていきたい。

町村制実施の直後に公布された二十三年四月二十一日の旧民法には入会権に関する規定は存しなかった。これが問題にされたのは、旧民法の実施・延期をめぐる法典論争においてであった。そのため、旧民法の実施延期が決ったのちに設置された法典調査会は、入会に関する慣習を全国にわたって集めた。それによると入会が、細民を救護したり、家計を補つたりして村民の生活を支えていることが明かになつた。そうした村民と入会との関係を反映させて民法のなかに入会権の規定をおくことになり、三十一年七月十六日実施の民法は二か条の入会権に関する規定を設けた。

しかし、このようにして、入会権の規定が民法のなかにおかれただけれど、入会権がもともと「むら」「旧村を基盤として觀念されてきたものであつたため、明治末期から大正期・昭和初期の部落有財産統一の政策「むら」財産を「むら」組織とともに解体しようとする政策」と齟齬を来たすことがしばしばであった。このことは、「むら」の解体について久くことのできない問題を提起するのであり、それについて、中央政府の政策との関連において行なわれた調査や研究、また、法学の領域から行なわれた調査や研究は、かなりの数にのぼっていると思われる。しかし「むら」の動くすがたを、その面から記録するということは、あまり行なわれていなかつたよう

思われる。「むら」解体の実態を知るためにも、「むら」財産が、いま、どのような状態にあるかについて、いそいで調査する必要があるようと思われる。

(一九七八・七・一四)